

基本方針（案）について

基本方針（案）について

- 盛土規制法においては、国が、国土全体にわたる盛土対策の総括的な考え方や基礎調査の実施方法、規制区域の指定の考え方等について示すことで、各地方公共団体が適確に法律の運用を行えるよう、主務大臣（国土交通大臣、農林水産大臣）が盛土等に伴う災害の防止に関する基本的な方針（基本方針）を策定することとしている。
- なお、策定にあたっては、社会資本整備審議会、食料・農業・農村政策審議会及び林政審議会の意見を聴かなければならないとされている。

<基本方針の策定経緯・今後のスケジュール(案)>

令和3年

12月24日 「盛土による災害の防止に関する検討会」による提言

令和4年

3月29日 盛土規制法案の提出 →5月20日成立

5月27日 盛土規制法公布

6月～ 「盛土等防災対策検討会」開催

9月末 地方公共団体に基本方針(案)を公表

令和5年

2月～3月 審議会等開催 ※基本方針(案)の事前意見聴取

4月～5月 パブリックコメント

5月26日 盛土規制法施行

施行後
速やかに

社会資本整備審議会、食料・農業・農村政策審議会及び林政審議会に
意見聴取
審議会から回答
基本方針告示

(基本方針)

第3条 主務大臣は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な事項

二 次条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項

三 第10条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第26条第1項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第45条第1項の規定による造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

四 前三号に掲げるもののほか、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会、食料・農業・農村政策審議会及び林政審議会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

基本方針(案)の構成

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針

一 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な事項

1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針の位置付け

2 盛土等に伴う災害の防止の考え方

- (1) 法に基づく盛土等に伴う災害の防止に向けた措置
- (2) 法施行体制・能力の強化
- (3) 不法・危険盛土等への対応

二 基礎調査の実施について指針となるべき事項

1 基礎調査の実施に当たっての基本的考え方

2 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定に必要な調査

- (1) 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定のために必要な調査の実施に当たっての基本的考え方
- (2) 宅地造成等工事規制区域の指定のために必要な調査
- (3) 特定盛土等規制区域の指定のために必要な調査
- (4) 基礎調査の結果の通知及び公表
- (5) 規制区域の指定後の基礎調査の実施

3 造成宅地防災区域の指定のために必要な調査

- (1) 造成宅地防災区域の指定のために必要な調査の実施に当たっての基本的考え方
- (2) 造成宅地防災区域の指定のために必要な調査
- (3) 基礎調査の結果の通知及び公表

4 盛土等に伴う災害の防止のための調査

- (1) 盛土等に伴う災害の防止のための調査の位置付け
- (2) 盛土等に伴う災害の防止のために必要な調査
- (3) 基礎調査の結果の通知及び公表

三 宅地造成等工事規制区域の指定、特定盛土等規制区域の指定及び造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

1 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定について指針となるべき事項

- (1) 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定
- (2) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域指定後の対応

2 造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

- (1) 造成宅地防災区域の指定
- (2) 造成宅地防災区域指定後の対応

四 その他宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項

1 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

- (1) 元請業者による建設発生土の搬出先の明確化等
- (2) 公共工事の発注者による建設発生土の搬出先の明確化等
- (3) 建設発生土の更なる有効利用に向けた取組

2 廃棄物混じり盛土の発生防止等

- (1) マニフェスト管理等の強化
- (2) 関連事業者の法令遵守体制の強化
- (3) 廃棄物混じり盛土等への対処体制の確立

3 盛土等の土壌汚染等に係る対応

4 太陽光発電に係る対応

基本方針(案)の概要①

一 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な事項

1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針の位置付け

○ 盛土を巡る現状、国・地方公共団体等の役割や連携の重要性、基本方針の位置付けを記載

- 全国各地で盛土等による人的・物的被害が確認されており、盛土等に伴う災害の防止は喫緊の課題
- 広域的な対応の観点から、国による関与が不可欠。関係府省による緊密な連携の下、取り組む必要
- 地方公共団体が果たすべき役割として、安全性を確保するための一刻も早い対策とともに、現場における強固な法施行体制が求められるほか、公共工事の発注者の立場としても適切な対応が求められる
- 広域自治体である都道府県と、基礎自治体である市町村とが、適切な役割分担の下、緊密に連携し対処していくことが重要
- 民間事業者についても、違法な盛土や不適切な工法の盛土の発生責任の一端を担っているとの意識の下、より一層の取組が求められる
- 国が基本的な方針を策定し、その方針の下で、地方公共団体が円滑に対応できるようにすることが重要

2 盛土等に伴う災害の防止の考え方

○ 法の背景・目的や各規定の概要、法の施行体制・能力の強化、不法又は危険な盛土等への対応を記載

- 法において、盛土等による災害の防止に向け、隙間のない規制、盛土等の安全性の確保、責任の所在の明確化、実効性のある罰則等を措置
- 法施行体制・能力の強化に向け、国においては、関係府省連絡会議を継続して開催する等体制を充実や地方公共団体の課題に関係府省で連携して対応。地方公共団体においては、法所管部局の体制を確立するとともに、土地利用規制担当部局が、それぞれ主体的に法の運用に関与。さらに廃棄物規制部局等の関係部局と連携し取り組むことが重要
- 不法・危険盛土等への対応として、平素からの監視や違反行為の早期発見、関係機関での情報共有や違法行為を行った行為者等に対する迅速な行政処分等、必要な対策を講じることにより、法制度の実効性を確保することが重要
- また、住民等を含め、地域一体となった監視体制を整えることや盛土等の行為や土砂運搬等に関連する事業者への対応を強化することも重要

基本方針(案)の概要②

二 基礎調査の実施について指針となるべき事項

1 基礎調査の実施に当たっての基本的考え方

○ 調査の目的、調査の実施、国・地方公共団体の役割等を記載

- 基礎調査は、盛土等に伴う災害の防止のための対策を講ずるに当たって不可欠な調査であり、都道府県(指定都市、中核市含む)は、速やかに基礎調査に着手するとともに、おおむね五年ごとに調査を行うことが必要
- 国においては、都道府県が基礎調査を計画的に実施できるよう、財政面、技術面等の支援を行う

2 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定に必要な調査

○ 対象区域となる区域の考え方、区域指定のための調査方法、調査結果の通知・公表等を記載

(1) 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定のために必要な調査の実施に当たっての基本的考え方

- 規制区域は、新たに行われる盛土等に関する工事の規制や、既存の盛土等に対する是正命令等を行うことにより、盛土等に伴う災害から人命を守るために指定するものであり、速やかに当該区域の指定のために必要な調査を実施する必要
- 調査の実施に当たっては、既存の規制区域や土地利用情報、地形データのほか、既往の調査結果等を活用することを基本

(2) 宅地造成等工事規制区域の指定のために必要な調査

- 市街地や集落等、人家等がまとまって存在し、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアについて、これらに隣接・近接する区域も含めて指定
- 調査にあたっては、市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域等を抽出。抽出した区域のうち、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除外し、宅地造成等工事規制区域の候補区域を設定

(3) 特定盛土等規制区域の指定のために必要な調査

- 市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等について指定
- 調査にあたっては、盛土等が崩落した場合に、流出した土砂が土石流となって溪流等を流下し、人家等に危害を及ぼすおそれのある溪流等の上流域等について抽出するほか、土砂災害発生危険性を有する区域や過去に大災害が発生した区域等を抽出。抽出した区域のうち、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除外し、特定盛土等規制区域の候補区域を設定

基本方針(案)の概要③

(4) 基礎調査の結果の通知及び公表

- 調査実施後、都道府県は、速やかに関係市町村長に対し、基礎調査の結果を通知。また、規制区域の候補区域の範囲を示した図面をインターネットを利用して公表

(5) 規制区域の指定後の基礎調査の実施

- 規制区域の指定後は、おおむね五年ごとに、土地利用状況等を確認し、変化が認められた場合は、規制区域の見直しの必要性を検討

3 造成宅地防災区域の指定のために必要な調査

○ 対象となる区域の考え方、区域指定のための調査方法、調査結果の通知・公表等を記載

- 宅地造成等工事規制区域内の土地以外で、宅地造成に伴う災害の発生で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるおそれ大きい一団の造成宅地を指定
- 対象となる造成宅地は、地震時に滑動崩落のおそれのある大規模盛土造成地や、災害等により、地盤の滑動、擁壁の沈下、崖の崩落等の被害が生じている宅地とし、分布調査や安全性把握調査等を実施し、指定の必要性を検討
- 調査実施後、速やかに関係市町村長に対し、基礎調査の結果を通知。また、指定すべき区域の範囲を示した図面をインターネットを利用して公表

4 盛土等に伴う災害の防止のための調査

○ 調査の目的、調査対象とする盛土の考え方、対象となる盛土の調査方法を記載

- 規制区域内にある既存盛土等で、災害が発生するおそれのあるものについては、安全対策を実施することが求められるため、既存盛土等の分布や安全性について調査を実施することが必要
- 調査にあたっては、衛星データ等の時点比較による机上調査、既存調査結果等により得られた情報により、既存盛土の分布状況を把握。把握された盛土等について、応急対策の必要性を判断するとともに、安全対策に関する優先度の評価・分類を行い、さらに、安全性把握調査を実施し、対策の必要性を判断
- 調査実施後、速やかに関係市町村長に対し、基礎調査の結果を通知。また、盛土等の土地の所在地を示した図面をインターネットを利用して公表

基本方針(案)の概要④

三 宅地造成等工事規制区域の指定、特定盛土等規制区域の指定及び造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

1 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定について指針となるべき事項

○ 基礎調査の実施後、区域指定を行うまでの手続や区域指定後の手続を記載

(1) 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定

- 都道府県知事は、基礎調査により規制区域として指定が必要と認められた土地の区域については、可及的速やかに指定を行うことが重要。また、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要
- 規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。また、関係市町村長は、規制区域を指定する必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる
- 規制区域の指定にあたっては、土地所有者、事業者等に法目的や規制区域における規制内容等もあわせて周知することが効果的。さらに、広報等について積極的な対応を図ることが望ましい

(2) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域指定後の対応

- 規制区域について、インターネットを利用した公表、都道府県の出先機関等での閲覧等を行い、事業者や住民等に対し、周知を徹底することが重要
- 土地利用状況の変化等により、新たに規制区域の見直しが必要となったときには、状況の変化に合わせた対応を図ることが望ましい

2 造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

○ 基礎調査の実施後、区域指定を行うまでの手続や区域指定後の手続を記載

- 都道府県知事は、基礎調査により造成宅地防災区域として指定が必要と認められた土地の区域については、可及的速やかに指定を行うことが重要
- 防災区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴く
- 指定後は、区域内の宅地所有者に安全性向上を促すとともに、所有者と共同して宅地対策を実施

基本方針(案)の概要⑤

四 その他宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項

1 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

- 不法な盛土等の発生を防止し、建設発生土の適正利用等を徹底する観点から、建設発生土の搬出先の明確化等を図るものとする
- その際には建設工事の施工全般に責任を持つ元請業者側による取組と、建設工事を注文する発注者側による取組とを一体的に行うことが重要
- さらに、建設発生土のさらなる有効利用に向けた取組や、できるだけ建設発生土の発生を抑制するよう取り組むことが必要

2 廃棄物混じり盛土の発生防止等

- 廃棄物が混じっている土については、建設現場等において土と廃棄物をできるだけ分別した上で、分別された廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、適切な処理を行う必要
- 廃棄物が混じった盛土の発生を防止するためには、建設現場等における遵守体制をさらに強化することが重要

3 盛土等の土壌汚染等に係る対応

- 盛土等の土壌汚染等対策については、土壌汚染対策法に基づく調査等の情報を幅広く活用して、汚染された土壌が盛土等に不適切に利用されることを防ぐことが重要であり、土壌汚染等担当部局と連携し、情報共有等を図ることが不可欠

4 太陽光発電に係る対応

- 法に基づく規制区域内において、太陽光発電設備の設置に当たって一定規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ同法に基づく許可等が必要となるため、関係する担当部局等と情報を共有しつつ、適切に対応することが必要